

リボン相談支援センター浦安

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

- ※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、（及び児童福祉法）に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 事業の主たる対象とする障害の種別	2
7. 当事業所が提供する相談支援事業	2
8. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項	4
9. 虐待の防止のための措置に関する事項	4
10. その他の運営に関する重要事項	4
11. 苦情等の受付について	5

有限会社 総合リハビリ研究所
リボン相談支援センター浦安

当事業所は浦安市の指定を受けています。
事業所番号：1231900117（指定特定）
1271900118（指定障害児）

1. 事業者

名 称	有限会社 総合リハビリ研究所
所在地	千葉県浦安市北栄3-17-3 レイグランデ1F
TEL/FAX	047-316-0115 / 047-711-3158
代表者氏名	代表取締役 長島 智久
設立年月	平成26年9月

2. 事業所の概要

事業者番号	第1231900117号（指定特定） 第1271900118号（指定障害児）
事業の目的	障害者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供するように創意工夫することにより、障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業所の名称	リボン相談支援センター浦安
事業所の所在地	千葉県浦安市北栄3-17-3 レイグランデ1F
電話番号	047-316-0115
FAX 番号	047-711-3158
管理者氏名	管理者 木下 育代 （専任・兼任）
事業所の運営方針 について	<p>1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。</p> <p>2 相談支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう行うも</p>

	のとする。 4 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
開設年月	平成26年9月1日
事業所が行なっている他の業務	就労移行支援事業

3. 事業実施地域

千葉県浦安市、市川市、東京都江戸川区、船橋市

4. 営業時間

営業日	月～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く）
相談受付時間	月～金曜日 9時～17時30分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	1名	1名	事業の管理運営
相談支援専門員	1名	1名	1名	1名	相談支援

6. 事業の主たる対象とする障害の種類

特定なし

7. 当事業所が提供する相談支援事業

(1) サービス等利用計画の作成

利用者本人やご家族の来初による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画を作成します。

(2) 便宜の供与

- ・利用者及びその家族等とサービス等利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。

- ・各事業のサービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 各事業のサービス事業計画の変更
利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。
- (4) その他
(1) から (3) までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

- (1) 指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。
- (3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにします。
- (4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（(2) については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

10. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支

援を提供した日から5年間保存します。

- (5) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱います。
- (6) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (7) 提供した指定相談に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。
- (9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

1 1. 苦情等の受付について

(1) 苦情やご相談窓口

当事業所のサービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係・苦情受付窓口 担当者：木下育代

職名：相談支援専門員 電話番号：047-711-2380

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9時～17時30分（祝日、12月29日～1月3日を除く）

○苦情解決責任者

土居義典 電話番号：047-711-2380

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浦安市役所 障がい福祉課	所在地 浦安市猫実1-1-1 電話番号 047-351-1111（代表） FAX 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時 （祝日、12月29日～1月3日を除く）
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港4-3 （千葉県社会福祉協議会 内） 電話番号 043-246-0294 FAX 043-246-0298 受付期間 毎週月曜日～金曜日 9時～17時 （祝日、12月29日～1月3日を除く）

平成 年 月 日

指定計画相談支援（又は障害児相談支援）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 木下 育代 ㊞

説明者名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援（又は障害児相談支援）サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ ㊞

代理人住所 _____ 氏名 _____ ㊞（続柄： _____）